

勤務医の働き方改革推進事業実施要綱

1 事業目的

2024年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始までの間に、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、必要かつ実効的な施策を講じる必要があり、特に勤務医が働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて、他職種も含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取組として、チーム医療の推進やICT等による業務改革を進めていくことを目的とする。

2 対象医療機関

地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると知事が認める医療機関

- ① 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1,000件以上2,000件未満であり、地域医療に特別な役割がある医療機関
- ② 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1,000件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関
ア 夜間・休日・時間外入院件数が、年間で500件以上であり、地域医療に特別な役割がある医療機関
イ 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関
- ③ 地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関
ア 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合
イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合など、5疾病5事業で重要な医療を提供している場合
- ④ その他在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

※ ①及び②の救急医療に係る実績は、申請年度前年の1月から12月までの1年間における実績とする。

【対象外】

- ・ 診療報酬における地域医療体制確保加算の対象医療機関
- ・ 36協定における全員の医師の時間外・休日労働時間の上限が年960時間以下（※）の医療機関

（※）36協定を今後締結予定の場合を含む

3 対象事業

医師の労働時間短縮に向けた取組として、医療機関が作成した「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく取組を総合的に実施する事業

4 対象経費

上記3に定めた総合的な取組に要する経費

※ 診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護師補助加算を取得している場合、その加算の対象範囲は本事業の補助対象外

【対象経費の例】

区 分		内 容
資 産 形 成 経 費	I C T等費用	スマートフォンで電子カルテを閲覧できるシステムやA I問診システム、勤怠管理システム等の導入
	休憩室の設備購入等の休憩環境整備費用	医師等の休憩環境の整備に要する費用
そ の 他 経 費	医師事務作業補助者研修費用	医師事務作業補助者に必要な研修受講料を補助
	改善支援アドバイス費用	勤務間インターバルの導入等、働きやすい環境整備のための勤務環境改善アドバイス経費等補助
	医療専門職支援人材の雇用	看護補助者等の新規採用に係る人件費を補助
	タスク・シェアリングに伴う医療専門職雇用等に係る補助	非常勤専門職人件費

5 補助基準額等

補助上限額	@133千円×病床数
補 助 率	・資産形成経費：1／2 ・その他経費：10／10

附 則

- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
 この要綱は、令和3年3月23日から施行する。
 この要項は、令和4年7月27日から施行する。